第三条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料
	食品添加物

を

原材料
添加物

に改める。

（水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の一部改正）

第十三　水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格（平成九年三月二十七日農林水産省告示第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料
	食品添加物

を

原材料
添加物

に改める。

第五条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	調味液以外の原材料については、さば以外のものを使用していないこと。
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	調味液以外の原材料については、さば以外のものを使用していないこと。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第六条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	調味液以外の原材料については、さんま以外のものを使用していないこと。
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	調味液以外の原材料については、さんま以外のものを使用していないこと。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第七条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	調味液以外の原材料については、まぐろ・かつお以外のものを使用していないこと。
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	調味液以外の原材料については、まぐろ・かつお以外のものを使用していないこと。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第八条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	調味液以外の原材料については、いか以外のものを使用していないこと。
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	調味液以外の原材料については、いか以外のものを使用していないこと。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第九条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	調味液以外の原材料については、あか貝及びさるぼう以外のものを使用していないこと。
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	調味液以外の原材料については、あか貝及びさるぼう以外のものを使用していないこと。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

（ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準等の一部改正）

第十四　次に掲げる告示の規定中「原材料」の次に「、添加物」を加え、「食品添加物」を「添加物」に改める。

一　ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百三十九号）第一

二　ウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十二号）第一

三　トマト加工品についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十五号）第一

四　農産物漬物についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月八日農林水産省告示第千四百三号）第一

（炭酸飲料についての製造業者等の認定の技術的基準の一部改正）

第十五　炭酸飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一の一の2及び第一の二の2の(1)中「原材料」の次に「、添加物」を加える。

（乾燥スープについての製造業者等の認定の技術的基準の一部改正）

第十六　乾燥スープについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十一号）の一部を次のように改正する。

第一の一の2中「原材料」の次に「、添加物」を加え、第一の二の2の(1)及び(3)中「原材料」の次に「及び添加物」を加え、同2の(6)中「食品添加物」を「添加物」に改める。

（しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準の一部改正）

第十七　しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十三号）の一部を次のように改正する。

第一の一の2中「原材料」の次に「、添加物」を加え、第一の二の2の(1)中「原材料」の次に「及び添加物」を加え、同2の(6)中「食品添加物」を「添加物」に改める。

（ジャム類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部改正）

第十八　ジャム類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一の一の2中「原材料」の次に「、添加物」を加え、第一の二の2の(3)中「原材料」の次に「及び添加物」を加え、同2の(7)中「食品添加物」を「添加物」に改める。

（食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準の一部改正）

第十九　食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一の一の2中「原材料」の次に「、添加物」を加え、第一の二の2の(1)中「及び」を「の原材料及び添加物並びに」に改め、同2の(4)中「原材料」の次に「及び添加物」を加え、同2の(6)中「食品添加物」を「添加物」に改める。